

(案)

様式第54号(その1)その2

請 書 (工事を除く)

(課税事業者用)

契約の目的	東江海岸ゴミ回収・分別・処分業務
納入又は引渡の場所	沖縄県北部農林水産振興センター(農業水産整備課)
納入又は引渡の期限	契約日の翌日 から 令和8年3月25日
納入又は引渡の方法	直接引渡
契約金額	$\frac{\text{うち取引に係る消費税額及び地方消費税額}}{\text{¥}}$ <p>(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金に110分の10を乗じて得た額である。</p>
契約保証金額	契約金額の100分の10以上、ただし沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除とする。

内 訳

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
東江海岸ゴミ回収・分別・処分業務		一式			
消費税					
合計					

- 上記 東江海岸ゴミ回収・分別・処分業務 の契約については、御呈示の設計書、仕様書及び御指示の事項のほか、財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)の規定を守り誠実に履行します。
- 上記納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修繕、代替物の引渡し又は不足分の引渡しの責任を負います。
- 万一契約に違反した場合は、これによって生ずる損害の一切を賠償し、いさかも県に迷惑はかけません。
- 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものと認められたときは、契約を解除されても異議ありません。
- 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。

令和 年 月 日

契約者 住所
氏名

沖縄県北部農林水産振興センター
所長 玉城 聡

殿